

文京町町内会規約

文京町町内会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等、区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 防犯・防災並びに生活環境の向上
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(名称)

第2条 本会は、文京町町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、土浦市文京町の全域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、地区長宅に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の福祉を増進し、文化を向上する事業
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備を行うとともに、健康を増進し、疫病を予防する事業
- (3) 会員への広報に関する事業
- (4) 防犯・防災並びに生活環境の向上に関する事業
- (5) 健全な青少年育成に関する事業及び援助
- (6) 老人会、郁文会、育成会、婦人会への援助
- (7) 世帯主及び同居家族の死亡に際し、弔慰金をおくる。
- (8) その他相互の親睦を図り、町を住みよくする事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の構成員（以下「会員」という。）は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。但し、本会の活動を賛助する第3条に定める区域内に店舗、事業所、駐車場を有する者、所在する法人及び団体は、賛助会員（以下「特別会員」という。）となることができる。

(組織と会員の構成)

第7条 本会には、区域により別に定める組織編成表を基にした班及び班長を置く。

文京町町内会規約

(会費及び義務)

第8条 会員は、本会の行う事業に協力し、かつその必要経費となる会費を納入しなければならない。会費は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第9条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出する。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 地区長 1人

(2) 副地区長 6人以内

(3) 会計 2人

(4) 監事 2人

(5) 評議員 40人以内

(役員を選任)

第12条 地区長、副地区長、会計、監事は評議員の中から総会で選任する。

第13条 評議員は、会員の中から選任する。

(役員職務)

第14条 地区長は、本会を代表し、会務を総括するほか会議の議長となる。

2 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故があるとき又は地区長が欠けたときは、地区長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会計は、町内会の財産を管理し、地区長の指示により金銭の収支を行い、これを記録する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 地区長、副地区長及びその他の役員の業務の執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見した時は、こ

文京町町内会規約

れを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を請求すること。

5 評議員は、町内会の業務について、地区長・副地区長に協力する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問・参与・事務局)

第16条 本会に、顧問及び参与を置くことが出来る。

2 顧問は、本会に功労のあった会員の中から執行部会の推薦により地区長が委嘱する。

3 参与は、本会役員として、永年在職した会員の中から執行部会の推薦により地区長が委嘱する。

4 顧問及び参与は、地区長の要請により、重要と認めた業務及び会議に出席し、協議することが出来る。

5 顧問及び参与は、重要事項について地区長の諮問に応じる。任期は、地区長の任期をもって委嘱の期間とする。

第17条 本会に事務局を置くことが出来る。

2 事務局の設置の目的は、町内各行事の業務運営の円滑な遂行と行事の企画・立案保存等を行うものである。

3 事務局の人数は、2～3名程度とし、行事内容に応じ応援要請を行う。基本的には、評議員等役員を充てる。

4 事務局の所掌する事務については、以下のとおりとする。

(1) 町内行事の企画・立案及び運営に関すること。

(2) 執行部・評議員・班長及び各種団体との連絡調整に関すること。

(3) 会計事務の補助に関すること。

(4) 地区長の特命事項の処理に関すること。

(5) 各種行事・会合に関しての議事記録を作成し保存すること。

(6) その他、執行部との協議事項の執行に関すること。

(班長の職務及び任期)

第18条 班長は、町内会業務の徹底を図るため、伝達と実行機関としての任務にあたり班員の意見希望を地区長に報告するものとする。

なお、任期は1年とする。やむを得ない状況で欠員が生じた時は、補充班員の任期は前任者の残余期間とする。

文京町町内会規約

第4章 総会

(総会の種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項を議決する。

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 地区長が必要と認めたとき

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第23条 総会は、地区長が招集する。

2 地区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、地区長とする。

(総会の定足数)

第25条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することが出来ない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第27条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、表決権は、1世帯をもって1個とする。

(1) 前年度の事業報告と決算報告の承認

(2) 新年度の事業計画と予算の決定

(3) 役員を選任

文京町町内会規約

(4) その他通常の記事項

(総会の書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における第25条及び第26条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の専任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第30条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第31条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第32条 役員会は、地区長が必要と認めるとき招集する。

- 2 地区長は役員 $\frac{1}{3}$ 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時は、その請求があった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第33条 役員会の議長は、地区長がこれに当たる。

文京町町内会規約

(役員会の定足数等)

第34条 役員会には、第25条、第26条、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、地区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第37条 本会の資産で第35条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第38条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及び予算は、地区長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、地区長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、地区長が事業報告書、収支決算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

文京町町内会規約

(規約の変更)

第42条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、土浦市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第43条 本会は、次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたとき

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第44条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第45条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第46条 この規約に関し必要な事項は、総会の議決を経て地区長又は役員会で別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年4月12日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成27年3月31日までとする。